

第12回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和2（2020）年9月18日（金）午後7時～

場所：やわらぎ会館4階多目的ホール

1. 開催要件の確認について

委員15名中13名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

皆さんこんばんは。今日も午後は少し雨が降って、この審議会も雨に遭う機会が多いなと思いついて参りましたが、お足元は大丈夫だったでしょうか。

今日は第12回ということで、私たちの審議も大詰めに来ました。おおよその骨格は固まってきたかなというところもありますが、細かいところについては、まだまだご議論いただかなくてははいけませんし、今後タウンミーティングやパブリックコメント等も予定されています。

最後、しっかりとご議論いただいて、より良い案をつくるために、皆で知恵を絞ればと思っています。

今日も限られた時間ですが、よろしくお願いいたします。

2. 前回審議事項の修正案について

事務局から、資料「（仮称）王寺町まちづくり基本条例 条文素案&解説案」をもとに、前文から第16条までの条文素案と解説案の説明後、全体で以下の議論があった。

○前文

【委員】

前文の流れがぎこちない気がした。2段落目に「町内には」とあるが、「王寺町には」と書いて、3段落目を「そして奈良県の西の玄関口として鉄道がいち早く開通し、王寺駅を中心に西和地域の中核都市へと発展してきた王寺町は、」と4段落目につなげてはどうか。もう一つ、社会潮流について書いてあるところが唐突な感じがするので、「将来にわたって」というような言葉を前につけられないか。

そして、一番下の段落の「生き生きと」は、活動の「活」にするか、ひらがなにの方がよいと思った。

【委員】

「王寺町は、奈良県の西の玄関口として」とあるが、もう少し強調させて「王寺町は、大阪に隣接し、奈良県の西の玄関口として」というふうに、他の自治体との位置関係を入れ、位置的なメリットをもう少し踏まえて書いてはどうか。

【委員】

前回からかなり落ち着いたというか、よいバランスになったと思う。またいろいろと入れてしまうと元に戻ってしまうので、その兼ね合いの問題かと思う。

バランスの問題で、前文に入れるものと分けて逐条解説に入れて思いが伝わればよい。

【委員】

達磨寺の説明が、愛犬・雪丸の石造物があるということになっているが、雪丸以外にも達磨寺にあるものをもう1つぐらい入れてはどうか

【委員】

逐条解説の中の、「協働の中で生まれる『楽しさ』を多くの町民と分かち合いながら」の主語が「町民、議会、行政、それぞれ」となっているので、「多くの町民」はいらぬ。あるいは「多くの町民が」と書く方がよい。

「楽しさを分かち合う」という文言は、元々の経緯としては「いきいき」というのを反映するために入っていると思うが、逐条解説で説明する必要はないかと思う。

・ターミナル駅の表記について

【委員】

逐条解説の中で、「県内最大級のターミナル駅である王寺駅」とあり、この王寺駅は JR 王寺駅を指していると思うが、ターミナル駅というのは鉄道の始点と終点を表す言葉なので、王寺駅はターミナル駅ではないと思う。表現を変えた方がよいのではないか。

【委員】

ターミナル駅を直訳すると終着駅とか終点になるが、日本では一般的に、乗換駅という解釈が定着しているのでこのままでよい。

【事務局】

JR の中では和歌山線が王寺発なので、ターミナル駅と考えた。また、バスのことも考えると王寺駅発があるので、ひっくり返してターミナル駅という言葉を使ってよいのではないかと考えている。

・シビックプライドについて

【委員】

前回、「シビックプライド」の説明が必要ではないかということで提案した。前文に説明が入るのがスマートではないというところで、「まちを愛し、誇りに思うとともに、『シビックプライド』を育み、」というふうにしてはどうか。逐条解説で説明が入っているのであれば、前文にはそこまでしつこく説明する必要はない。

ただし、逐条解説まで読まないから前文に説明を入れた方がよいという意見ももちろんあるかと思うが、個人的には前文に説明を入れるのはしつこいと思う。

あと、括弧をつけてまで強調することではないかと思う。

【委員】

「シビックプライド」の説明について、「まちを愛し、誇りに思うシビックプライドを育

み」とするとすっきりするのではないか。現在、前文に書かれている説明は逐条解説に盛り込めばよい。

【事務局】

「シビックプライド」について、はじめは「まちを愛し、誇りに思うシビックプライド」という説明だったが、単に思いを持っているだけでなく、活動できるという意味もある。シビックプライドをもつ人をまちづくりのために育てていかななくてはいけないということで、「シビックプライド」という言葉をより多くの方に理解してもらうことを狙いとして、あえて本文に言葉の説明を入れている。

【委員】

それはよくわかるが、今の状況では「シビックプライド」という言葉が市民権を得ているように思えない。

この条例はずっと続くもので、将来的に共通言語になっていることを見据えて書いていると思うが、そのときの町民の受け止め方は日本社会でこの言葉がどういう位置づけになっているかで変わってきてしまうということが気になる。

【委員】

この前文の案でよいと思う。

おそらく事務局側が「シビックプライド」という言葉をどうしても必要なのだと思っていると感じた。そうであれば目玉の言葉なのだと思う。

町民に受け止められるかどうかという話だと、最初に打ち出すときには、キーワードは『シビックプライドを育てる』です」というふうに引きつける言葉にしなければいけない。

審議会としては、その意見に賛成か反対かを考えないといけないかと思う。削るかどうかはその判断によるのだと思う。

【事務局】

意見の通り、住民の方に前置きの説明なしに理解してもらえないと思う。将来的には誰もが分かる言葉になっていると思うが、どちらかというと近年注目を集めつつある言葉である。

こういう考え方が必要で、こういう人を育てていくことを目的にしたときに、いきなり名詞が来ると理解してもらえないので、丁寧に前置きとして解説を加えている。

【委員】

「生き生きと」の部分の表記について、子どもたちがすくすくと健やかに育ち、子育てがしやすいまちにという「生きる」というイメージと、いろいろなコミュニティが繋がって活動がしやすいまちにという「活」というイメージの両方を想像できるように、ひらがなで「いきいきと」がよいと思う。

○第4条 町民の権利及び責務

【委員】

第4条「町民の権利及び責務」で、子どもについて載せることについて審議会で議論したことは覚えがあるが、高齢者や障がい者の記載については議論した記憶がない。

障がい者の話もあるが、王寺町でも高齢化率は35%を超えており、高齢者に対する視点がないことが気になった。

基本的人権について記載があるので、違和感は何もないが、あえて子どものことを全面に押し出すというのは、まちを引き継いでいくという姿勢なのだと思う。しかし、高齢者であっても、年金生活者で役に立たないということではないので、高齢者について書いてはどうか。

【委員】

違いで言うと、LGBT等の内容まで入れるのかという話になってしまう。

議論としては、特に子どもは未来あるということで共通認識になっているので、入れておかないといけないということだったと思う。

どこまでをどう入れるかという話で進めてしまうと、どんどん入れる要素が増えていってしまうので、それは町民でよいのではないかなと思う。

【委員】

子どもについてはずいぶんこの場で議論があったが、高齢者について議論したかというところ、コンセンサスを得ていないと思い、あえて言わせてもらった。

高齢者について議論して、高齢者までは書く必要がないという共通認識となった経過があればそれでよいと思い、提案した。

【委員】

入れるか入れないかではなく、年齢に関係なく参画できる人は参画してもらった方がよいという意味で、逆に分けない方がよい。

【委員】

高齢者のことは、確かに審議はなかったと思うが、町民の中にひっくるめて高齢者の話が隅々にあったのではないかと記憶している。

子どもについての審議と高齢者についての審議は、確かに子どもについて重要視したような感じで話が進んでいたが、高齢者も町民や住民の一員としての参画の権利や義務を果たして、協働と参画に前向きに取り組むということではないか。

【委員】

「子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利及びそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。」とあるが、主語を「町民」とするのはどうか。

子どもに限らず、年齢に関係なくすべての町民が尊重されるというのを書くのもひとつの方法かなと思う。

【委員】

まちづくり基本条例ができて活動する中で、高齢者の問題は対応しなければならないメインの課題ではないかと思う。

高齢社会になることが基本にあって、それを地域でどうしていくかを、この条例の担い手である町民が考えていかなければならないという潜在的な意識の中で、これまで語ってきたように思う。

この条例の趣旨からして、高齢者をないがしろにしているとか軽視しているということではないと思うので、今のこの規定でよい。

【事務局】

第4条「町民の権利及び責務」について、年齢によってできることが違うこと、また、参加の際に周囲の支援が必要となることから、別に分けることとなったと認識している。

第16条「条例の検証と見直し」を「多様な手段を用いて」行うというのがどうなのかという意見があったが、前回審議会では、委員会をあらかじめ設定もしていないのに書くのはおかしいという指摘があった。

現在、意見を聞く場として審議会や委員会、アンケートやパブリックコメントや公聴会など、いろいろな手段がある。前回の指摘事項を反映させ、5年後の見直しのときに、条例では限定せずに「多様な手段を用いて」と変更した。

【委員】

高齢者の話で気になっていたのは、町民の中に含まれるということが共通認識として持っているかどうかだった。事務局からも他の委員の方からの意見もあったので、それでよいと思う。

そして、第4条「町民の権利及び責務」と関連して、第5条「議会及び議員の責務」や第6条「行政の責務」の中で、「この条例の趣旨に基づき」と書かれているが、第4条「町民の権利及び責務」ではその文言がない。

町民はまちづくりの主体なので縛りをかけなくても自明の理であるということなのか。町民も議会も行政も、協働という作業では同じパートナーだと言っているのに、町民だけ外していることに妥当性があるのか。

○第11条 参画と協働

【委員】

第11条「参画と協働」だが、「町民がその担い手となれるよう」のところを「多様な主体がその担い手となれるよう」に修正されている。

「多様な主体」だと、どこから来るのかということになるので、例えば「町民参画による」とか、「町民による」などを付けておいたほうがよい。

また、第3条「基本原則」の逐条解説の中で、まちづくりに参画する機会を保障する旨の記載のままになっている。

そして、第14条のタイトルが「参画機会の充実」となっているが、まちづくりへの参画と町政への参画の両方があるので、こちらは「町政への参画機会の充実」など、言葉を足

したほうがよいかと思う。

【事務局】

行政が仕組みづくりを行うということは、第 11 条に明記している。

第 11 条「参画と協働の推進」第 2 項は、大きなテーマであり、当然、まちづくり協議会の内容を含んでいる。「多様な主体が公共的サービスの担い手になれるように、行政が協働を進めるための仕組みづくりを行う」ことが記載されているため、わざわざ「まちづくり協議会」の条に記載する必要はない。

【委員】

第 11 条「参画と協働の推進」第 2 項に書くからややこしいのだと思う。その具体的な形を第 13 条「まちづくり協議会」に落とし込んでもらったほうがわかりやすい。

このままだと、公共サービスの提供を町民が軸でやらなくてはいけないのか、と読めてしまう。担い手という言葉がしっくりこないという意見が前回審議会でも出ていたが、参画と協働の条文に書くよりは、まちづくり協議会の条文に落とし込んで、限定してしまったほうがよい。

総論的な話から書いていくのであれば、文言を変える必要がある。第 11 条「参画と協働の推進」だけでは読み取れず、過大にやりなさいと言われていたとか、行政が業務を放棄していると読めてしまう。どの範囲のものなのか見えないので、この範囲で（事務作業の一部を）譲ることができる、となれば理解できると思うが、全部の範囲で担うのかもしれないとってしまうので違和感がある。

【会長】

「公共的課題や公共的サービス」という言い方そのものが、行政の役割放棄のように聞こえてしまうのかもしれない。

ここはもう一つ工夫が必要かもしれない。

【委員】

第 11 条「参画と協働の推進」第 2 項の仕組みづくりが、直接まちづくり協議会を指すかという違和感がする。協働・参画をこれだけまちづくり基本条例に謳いながら、具体的な仕組みづくりはまちづくり協議会に預けているのではないか。

具体的に活動しようと思うと、どこかが母体にならないといけないので、それが具体的にはまちづくり協議会を主体としていきたいのかなと感じていました。

この条例をつくるときに、町民が積極的にまちづくり協議会をつくろうとなるような仕組みづくりであるということが、この文章からは読めてこないのではないか。

それを具体的に書くのはすごく難しいと思うが、ある程度どこかに入れておかないといけない。

例えば、議会でも議会基本条例をつくっていて、これを 4 年に 1 回検証することになっている。それはどこがやるのかというと、当然議会がやるわけだが、議会の誰がやるのかというところまで明記している。

そうでないと、みんながやらないといけないと思っていても実行できない。ちょうど議会基本条例の検証の時期で、検証するところをしっかりと書いているが、その担当部署ではふ

さわしくなかったのではないかということもあった。

行政がまちづくり協議会をつくることはなかなか謳いづらいたは思うが、まちづくり協議会がまちづくり基本条例の根幹を成すところ、積極的に参画・協働を推進する場所、仕組みとしてポイントに置いていると感じるので、これだけでは弱いと思っていた。

そのあたりをもう少し、何か具体的な文言を入れられたら。

【事務局】

第13条（まちづくり協議会）第5項で「必要なことは別に定めます」ということを「規則で定めます」と修正するが、規則については、条例制定後の検討となる。

【委員】

第11条「参画と協働の推進」第2項は、まちづくり協議会以外にも当てはまるということだったが、書きぶりに工夫が必要だと思う。

公共的課題の解決という言葉が固く感じるし、公共的サービスの提供と言うと引っかかるので、「まちづくりやコミュニティの課題の解決に向けた」というような分かりやすい言葉で、しかもそれが公共につながるような言葉に変えてもらおうとよい。

【事務局】

「公共的課題の解決」というのは、まちづくりの上での共通課題の解決という意味だが、「公共的サービスの提供」については、他の自治体においてまちづくり協議会が公民館などの運営を行政から委託を受けているというものもあるので、あえて記載している。

【委員】

第1項は、町民のまちづくりの取り組みに対して、支援を行いますという書きぶりの方がすっきりする。

先に公共的サービスを行政が移すという書きぶりになっているが、ここでは町民が協働してまちづくりに取り組み、その取り組みに対して支援を行いますということであれば、権限の話も出てくるし、違和感なく公共的なものを担えるということも入れ込めると思うので、うまく揉んでいただければ。

【事務局】

公共的サービスについて、先ほど挙げた公民館の運営も公共的サービスの一つであるが、行政ではなく民間が行っている公共的サービスもある。

町民で協働して進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うという認識をしていただけたらと思う。行政の事業を全部町民に移しているということではない。

【委員】

そうだとすると、「担い手となれるよう、」の部分が問題。民間で公共的サービスができるのであれば、それはもう担い手になっている人である。

わざわざすでに担い手になっている人に向けてのではなく、町民が積極的にまちづくりに参画していく、というところなので、参画のところに支援するという書きぶりでない、その説明からずれてしまう。

○第13条 まちづくり協議会

【委員】

第13条「まちづくり協議会」第4項のところだが、行政の事務事業をまちづくり協議会に委ねるときに、議会の承認などは必要ないのか。

【委員】

議会の議決事項ではない。

【委員】

程度によっては必要なのかと思っていた。必要であるとする、条文に「必要な手続きを経て」というのを入れる必要があると思うので、そこが気になった。

【会長】

仮に「まちづくり協議会条例」のようなものを制定することになれば、議会での決議ということになるが、行政限りで規則ないし規程の類で収められるのであれば議会の決議は不要のものになると思われる。

【委員】

王寺町のまちづくりの方向性としてまちづくり協議会という仕組みを取り入れるということで、仕組みが大事だと考えている。仕組みを作らないと実行は絶対にできない。この条例の書き方で本当に仕組みづくりができるのか、もう少し具体的に書く必要があるのではないか。

「まちづくり協議会を設置することができます」という書き方では、現実的な問題として、町民から積極的な意見が出ない限り設置できないと思う。理想論としてはこの書き方でよいと思うが、条例を作って実行しようとしたときに、リードしてくれるものがなければなかなか設置が難しいかと思う。

【委員】

まちづくり協議会の位置づけ、どういう協議会なのかが気になっていた。行政に関連する事務を委託するような付属機関の形で位置づけて、行政が町民の参画と協働を得てまちづくり協議会を設置できるというのであれば分かるが、この書きぶりだと町民が設置することになっているので、まちづくり協議会は民間団体である。

主体が株式会社なのかNPOなのか分からないが、それらが行政と協働していくことをイメージしているとする、位置づけが中途半端な気がする。

行政が前面に出ると、理想と異なるというのは分かるが、逆にこういう形で書いてしまうと中途半端で、手を挙げる人が出てこないと立ち上がらない。

詳しいことは町で考えていくとなれば、それは町の付属の団体ではないのかとなってしまう。この位置づけは大切な部分で、きちんと議論しておいた方がよい。

審議会の最初のころからこの位置づけをどうしたらよいのか気になっていた。最初に議論

したらよいと思っていたがそうならなかったので、最後になるが、改めてしっかりと確認した方がよいと思う。

【会長】

条文の議論が早めに終われば、事務局から町としてのまちづくり協議会の考え方について説明いただく。条例の中でこういう定めを置く以上は、もう少し審議会なりの方向づけを考えたいうえで、具体的な条文に落とし込んでいく作業を改めてしなくてはいけないと考えていたところである。

【事務局】

意見のあった第 13 条「まちづくり協議会」の件について、今回提出した素案の第 13 条「まちづくり協議会」の部分は、他の自治体を参考に行っている。他の自治体でも、条文の内容の設定はほとんど同じである。

後ほど、先行している自治体のまちづくり協議会の事例を事務局から紹介させていただく。まちづくり協議会はどのようなことを担うのか、今後検討していかなければならない。

【委員】

第 5 項の「前各項に関することは、別に定めます。」に主語がない。具体的な内容が決まっていないのでこういう条項になっているということはわかるが、誰が発案してこういう制度をつくるのかは入れておかないといけない。

町で案を出すということを考えているのであれば、具体的に書いてはどうか。他の条例にはそこまで書いていないのかもしれないが、まちづくり協議会をつくる時に明確になるのではないかと。

実際に設置するとか、内容が承認されるかは個別の条例の審議に委ねることになるので、踏み込んで書いてもらってもよいのではないかと。その方がすっきりするし、私たちも審議会ですらどういふ話をしてこの条文になったのかと言われるよりは、こういうふうに行っていると行政が考えていて、どういふ手続きを踏むのかということも分かってよいと思う。

【委員】

まちづくり協議会のことを勉強したときに、災害時、行政だけでは対応できず、自分たちが立ち上がらなければならないという思いをもって、行政とは違う形で住民が主体的に行動しようとする際にはまちづくり協議会が非常に向いていると思った。

他には、市町村合併の際に、合併したけれども自分たちは他の地域とは違うのでやり方をとりたいたいというときに、まちづくり協議会のような組織が自主的に立ち上がるのだと思う。王寺町の場合は行政がしっかりしており、かなりうまくいっているから、そういう形での盛り上がりがない中で、住民の方でまちづくり協議会をつくるというよりは、町に権限を与えて、ここに協力してくれという形の内容にした方が分かりやすいのではないかと。

【委員】

第 13 条「まちづくり協議会」は、町民はこのようなことができるよ、ということを書いてあると思っていたが、仕掛けづくりのことを書いている。実質的にそういうことを担保するために、ということになれば、主語は町民ではなく行政が入るのが本来の姿だと思う。行政がまちづくりのためにこういう仕掛けづくりをするという趣旨であればシンプルだ

が、主語が町民になっている。行政が町民に求めている姿、住民自治の姿なのだと思うが、ここはワンステップ前の話で、行政はそういうことをつくるための仕掛けづくりの責務を負うということであれば、町民よりむしろ行政が主語になるのではないか。

【委員】

行動するのは町民で、自主的に関わっていかなくてはいけないという必要性を感じている。そういう機運が高まっている中でどう仕組みづくりを行うのかというところなので、発案の部分を書けばよいと思う。

【会長】

まちづくり協議会に関わって、行政がどういう役割を積極的に果たしていけばよいのか、そういうことを入れ込んでどうかという意見があった。

もちろん、基本は住民自治なので、町民の方々が中心にやらなければいけないが、推進するには行政の役割、責務を書きなさいということかと思う。

【事務局】

まちづくり協議会のあるべき姿として仕組み自体をあらかじめ明記すべきということと、行政が誘導していくべきだという意見があった。

他の自治体を参考にし、「別に定めます。」という表現をしているが、あらかじめ規則で定めている自治体もある。設立に向けて行政が誘導すべきだという意見を受け止め、検討する。

【会長】

事務局は、あくまでも住民の皆さんの選択肢になる参考をきちんと出していくということに留意してもらいたい。

○条例全体について

【委員】

第 16 条「条例の検証及び見直し」で、「多様な手段を用いて」とあるが、これを見てもどう行うのかわからない。具体的にわかりにくい部分もあったので、そのあたりはどうなのか。

【委員】

現在の案だと 16 条で終わっている。無理やり 17 条に収めるのはよろしくないということとはもともとだが、事務局からの説明の中で、17 条にすることは難しくないという話だったので、できれば 17 条構成になれば。

前文の逐条解説でも聖徳太子の十七条憲法が出てくるので合わせた方がよいと思う。

【委員】

少しワクワク感を持てるようになった。

まちづくり協議会ができれば、楽しいまちにしていくために、町民の思いや取り組んでいくことを吸い上げていくのは大変だとは思いますが、これができることによってワクワク感を持ててきた。

私が住んでいる地域で、最近、よいなと思ったことがあった。私自身、コロナ禍で自粛生

活をしていて、ほとんど家にこもっているが、近くのスーパーに買い物に行くときに、いつもは閑散としていた公園に、最近は車が停まっいて、子どもたちもたくさん遊んでいる。

工事をして、問題になった古い遊具を取り払って新しいワクワクボールのようなものができた。タイマーによって管理されているそうだが、子どもたちが喜んで遊んでいる。

今までは、何回覗いても誰もいない公園だったのが、天気の良い日にはたくさんのお母さんや子どもたちがいる。

毎日、誰か役場の人に来て電気を入れてボールを膨らませていて、大変だなあと思っていたが、ちゃんとタイマーがセットされているようだ。

子どもたちが遊んでいる姿、お母さんたちがそばでお話をしている姿を見ると、車がたくさん停まっいても、嬉しいと思っている。

○議論のまとめ

指摘のあった前文、第11条、第13条については次回修正案を提示する。

3. まちづくり協議会についての情報共有

【会長】

まちづくり協議会を条例上位置づけることにしていますが、どういうふうに考えていけばよいのか、一般的にはこういう抽象的な規定の仕方が多いのですが、一方では、審議する私たち自身がイメージをもって答申をまとめるということをしていないと、無責任な話だと思いますので、まちづくり協議会についてご意見をいただきたいと思います。

それに先立ち、事務局からご説明いただいて、理解を深める作業が出来たらと思います。それでは事務局からよろしくをお願いします。

事務局から、資料「まちづくり協議会～組織と活動の事例～」をもとに、まちづくり協議会についての情報提供後、全体で意見交換を行った。

◇委員からの質問

- ①役員の入替え、任期について
- ②まちづくり協議会の規模について
- ③まちづくり協議会の事務局の運営方法について
- ④まちづくり協議会の収益について
- ⑤まちづくり協議会の方針について
- ⑥その他

① 役員の入替え、任期について

Q. 役員の入替え等はどのように行われるのか

A. まちづくり協議会の規約を作成し、その中で定める。

○ 議論

【委員】

組織図の例ということで、明石市では役員会というものがあるが、地域の中で悩ましい点があるが、役員は固定のところと、ある程度変わっていけるところとどちらが多いのか。役員が変わりすぎるとその会が目指すものがぼやけてきてしまう。長年やっている、問題点や今後進む道が見えてくる。こういうものは組織ができたからといってすぐに動くものでもない。

【事務局】

まちづくり協議会の設置にあたり、基本的には規約を作成する。規約というのは、組織を動かしていくためのルールブックになる。

その中で役員の規定が盛り込まれているはず。明石市の例がどうかというのはわからないが、まちづくり協議会というのは「透明性のある運営」、「地域に開かれた運営」が前提にあるので、NPO 法人などでもあるように、「役員の任期を 2 年とする。ただし再任を妨げない。選任は総会で行う。」というような内容を、組織の規約の中で定めていくことになる。

② まちづくり協議会の規模について

Q. まちづくり協議会はどれくらいの規模で設置されるのか

A. 自治体ごとに様々であるが、一般的には小学校区がベースとなり、5,000～10,000 人規模。

○ 議論

【委員】

王寺町で言うとどのくらいの規模になるのか。小学校単位であれば 3 つ。地域の課題解決に取り組む組織ということだが、例えば私の住む地域では野良猫が増えて困っているというように、細かいことがたくさんある。

小学校単位で解決しなければならないこともあるし、もっと小回りの利く町会単位のものもあると思う。果たしてこのような規模でうまくいくのか疑問がある。

【委員】

人口何人あたりに一つのまちづくり協議会が置かれているのか。

【委員】

王寺町全部ではなく小学校区に分かれてやっていくとなると、その間での良い競争があるかもしれないが、分断も懸念材料だと思う。

【会長】

一般的には小学校区がベースになることが多い。人口で言うと 5,000～10,000 人の間が比較的多い。

大きいところは小学校区を超えて中学校区というものもあるが、人口が数千人程度と少な

い自治体のケース。

・学区単位で設置されている理由としては、小学校区が歴史的・伝統的まどまりの中心であり、まとめるとしたら小学校単位がまとめやすいということがあった。

③まちづくり協議会の事務局の運営方法について

Q. 事務局はボランティアで運営されるのか

A. 自治体によって様々。運営する事業の規模によって有給の事務局員を置く自治体もある。

○議論

【委員】

事務局はボランティアで運営されているケースが多いのか。

【事務局】

自治体によって様々。公民館の運営の委託を受けているようなまちづくり協議会だと有給の事務局員は1人から2人ほどいて、施設の運営と事務局を兼ねているようなところもある。

あとは、無償で当番を決めてやっているところもある。

事務局として専任者を置くと、その財源をどう確保していくかをまちづくり協議会として考える必要が出てくる。

【委員】

ということは、基本的にボランティアになるか。

私も大阪で地域の協議会のようなものやっていたが、それは道路に照明灯をつけようとか、道路整備しようとか、一つの目的だけでもかなり大変だった。

それを広範にやっっていこうとするものすごく大変だと思う。それをボランティアでやっっていくとなると、かなりの力量がないと難しいという印象を受けた。

【会長】

少し補足すると、これまで先行してやっているまちづくり協議会では、事業量が多いところは有給の職員を置いているところがほとんどである。

施設の管理や具体的な講座事業などをたくさんもっているまちづくり協議会は、とてもボランティアではできない。もちろん、非常にボランティア価格に近いような安い給料だが、専任職員に近い方を雇っているところは多い。

そういう活動の少ないところ、会合だけのまちづくり協議会は専任職員はいらないということになると思われる。

④まちづくり協議会の収益について

Q. まちづくり協議会が行った事業に対する収益はどのように運用されるのか

A. 地域の課題解決や祭り、子どもたちの活動に充てられることが多い。運用方法について地域の中で合意を形成していくのもまちづくり協議会の役割。

○議論

【委員】

協議会を通じて事業を行うと、儲かる事業が一旦まちづくり協議会にお金を入れるということになる。その兼ね合いで、地域でお祭りをやってたくさん人が来たというときに、どういう配分で次の事業をやるのか。

子どもたちのための事業で、子どもたちのために使いたいけれど、まちづくり協議会に全部入ってしまうということもあり得る。そのあたりの仕組みづくりをしっかりとしないと難しいと思う。

【会長】

先行してやっているところで、事業型で活動して一定の収益があるようなまちづくり協議会もあり、受委託をされて儲ける、それを地域のいろいろな困りごとの解決やお祭りや子どもたちの活動に使っているケースは多い。

どういう儲け方をするのかはそれぞれの地域によって違うが、そういうものを地域の中の合意で作っていくことがまちづくり協議会の役割というふうに考えるとよいか。

⑤まちづくり協議会の方針について

○議論

【委員】

まちづくり協議会という形で、組織で動いていくとなると参画しにくい人も出てくる。お金の管理などで、組織をしっかりとするのは絶対に必要な話だが、だからといってこういう組織に入らないと地域の声が届かないとなるといけないので、やはり課題ごとなどで集まって参画するというような柔軟さを入れるような制度にしておかないといけないと思う。

会計や役員などはあるが、全員が入っていきなり仲良くやっていくというのは難しいので、そもそもコミュニティのあるところで入る仕組みが大事なのかと思う。

【委員】

第13条「まちづくり協議会」との関係で、やはりあの部分の主体は町民だということが、組織図を見るとよくわかった。財源の中で行政が助成制度を設けるということだが、本来、行政の責務であるということであれば、委託するというような話になると思う。

これを軌道に乗せるためには、町民のモチベーションを上げないと機能しない話だと思いう。こういった行政主導のもので、機能しなくて行政が肩代わりの形になってしまうものがたくさんあるという印象を持っている。

【委員】

印象としては、他の自治体の前例があるということで話が進んでいるが、内容的には一足飛びのような感じがする。

いずれにしても、王寺町でいろいろなコミュニティや団体が情報交換、課題共有する場が必要だと思う。

ただし、全てまちづくり協議会でやるというよりは、個別の課題については、自主的にや

ってみたいという人を集めて個別に考えていくというものであれば現実的だと思う。
大きい形でやれと言っても誰もやらないのではないか。行政主導でもよいと思うが、いろいろな団体が集まって情報交換する場をもち、その中で課題が出てきたら、個別にどう推進するのか決めていき、いろいろと立ち上がったならそれをまとめていく、行政はそれを応援する、という方が現実的だと思う。

イメージとしては、一度に重たいものを求められているように思ってしまった。

【事務局】

明石市の例を出しているが、いきなりこういうことに取り組んでいくのは当然無理なので、町内でどういったことが地域課題で、まちづくり協議会として取り組むのかは優先順位をつけないといけない。

身近なことから、項目を絞ってやっていくべきだと思っている。条例制定後に、自治会役員や地域団体の方に集まっていただいて、どういうことが必要なのか、優先すべきなのかという意見を行政が聞きながら、仕組みを作っていくといけない。

「規則で別に定める」という場合の規定についても、垂井町の例などを参考に提示したい。

⑥その他

Q. まちづくり協議会は法人格を持っていないところが多いか。(委員)

A. 持つことはできるが、ほとんどのところが持っていない。(会長)

Q. まちづくり協議会は、国の一定の方針があり、市町村でもこういう制度を立ち上げなさいというような指令があるのか。(委員)

A. ない。(会長)

【会長】

議論は尽きないところもありますが、また次回、少し時間を取ってこういう議論を深めていきたいと考えております。

今日の審議については以上とさせていただきたいと思います。次回は条例の最終バージョンとまちづくり協議会の議論もできればと思います。

4. その他

特になし。

以上